

夜間金庫規定

1.（利用目的）

この夜間金庫は、当庫における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため、窓口営業時間外に利用してください。

2.（利用料）

- (1) 夜間金庫利用料は当金庫所定の日に指定された口座から口座振替により引き落としいたします。
- (2) 利用料は諸般の情勢により第15条に基づき変更することがあります。変更後の利用料は、変更日以後最初に到来する引き落とし日より適用いたします。
- (3) 月の途中で解約があった場合、未利用日数に応じた利用料の返戻はいたしません。

3.（利用方法）

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類(以下「証券類」という。)を、当庫所定の入金票および通帳等とともに当庫所定の入金バッグ(以下「入金バッグ」という。)に入れ、その入金バッグを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。
- (2) 入金バッグを投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

4.（預金への受入処理）

- (1) この夜間金庫に投入された入金バッグ内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当庫所定の手続により確認のうえ、入金バッグを開いた日をもって指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が、当庫で確認した金額と相違している場合には、預金への受入金額は当庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当庫はその責任を負いません。

5.（入金バッグ等の返却）

- (1) 入金バッグならびに通帳等は当庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。
- (2) 利用料やその他本人が負担すべき費用が支払われない時には、夜間金庫の利用があっても当金庫は入金バッグを留め置き、返却しないことができるものとします。このために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

6.（鍵の保管等）

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金バッグの鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当庫が保管し、入金バッグ開閉に使用します。

7.（鍵・入金バッグの喪失・毀損）

投入口鍵、入金バッグおよび入金バッグ正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに当庫に届け出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替に要する費用を負担ください。

8.（損害の負担等）

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金バッグの不完全な施錠、その他金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当庫は責任を負いません。またこの夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当庫は責任を負いません。

9.（届出事項の変更等）

- (1) 印章を失った時、または印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫に故意または過失のある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所に宛てて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

10.（反社会勢力との取引拒絶）

夜間金庫は、後記第12条(2)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条(2)各号の一にでも該当する場合には、当金庫は夜間金庫の申込をお断りするものとします。

11.（取引の制限等）

- (1) 金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

12.（解約等）

- (1) この契約は、契約者または当庫の都合によりいつでも一時停止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金バッグおよび入金バッグ正鍵を直ちに当庫へ返却してください。なお、投入口鍵、入金バッグまたは入金バッグ正鍵を失った場合に解約する時はこのほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 口座開設または口座利用にかかる表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

13.（譲渡・転貸等の禁止）

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入することはできません。なお、投入口鍵、入金バッグ、および入金バッグ正鍵についても同様とします。

14.（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定より取扱います。

15.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上